

第九回 参議院人事委員会會議録第六号

昭和二十五年十二月九日(土曜日)午後一時三十分開会

本日の會議に付した事件

○一般の職員給與に關する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○國家公務員に對する年末手当の支給に關する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員(長木下源吉君) それでは本日の委員會を開きます。本日の議題は一般職の職員給與に關する法律の一部を改正する法律案、國家公務員に對する年末手当の支給に關する法律案、いずれも政府提出、衆議院送付であります。

○千葉信君 折角政府委員も出席しておられますけれども、當委員會としては、党派の如何を問はず号俸調整問題について寄り／＼お話をしておりましたが、その点についてまだ最低の線と申上げまじやうか、立法上から言つても明らかに不合理な点と考へられる部分がありますので、そういう点についての最後のお話をしたいと思ひますので、一応この委員會を打合せ乃至懇談会に切替えて頂くことの動議を提出いたします。

○委員(長木下源吉君) 只今千葉君の動議ですが、御異議ございせんか。

○委員(長木下源吉君) 只今千葉君の動議ですが、御異議ございせんか。

○委員(長木下源吉君) 只今千葉君の動議ですが、御異議ございせんか。

○委員(長木下源吉君) 只今千葉君の動議ですが、御異議ございせんか。

○委員(長木下源吉君) 只今千葉君の動議ですが、御異議ございせんか。

○委員(長木下源吉君) 只今千葉君の動議ですが、御異議ございせんか。

置きたいと思ひます。あなたの動議は時間を含まれておりますか。

○千葉信君 含まれておりません。その点については打合せの席上でお話できるのじやないかと思ひます。

○委員(長木下源吉君) では千葉君の動議のように……。ちよつと速記を止めて下さい。

午後一時三十六分速記中止

午後二時七分速記開始

○委員(長木下源吉君) 速記を始め……。それでは暫時休憩いたします。

午後二時八分休憩

午後七時三十六分開会

○委員(長木下源吉君) それでは休憩前に引續いて委員會を開会いたします。先ず國家公務員に對する年末手当の支給に關する法律案の質疑をいたしますが、ここに要求した政府の委員は、首相、大蔵大臣、官房長官、官房副長官、文部大臣、厚生大臣、郵政大臣、電通大臣、郵政省人事部長、電通省人事部長、人事院總裁、人事院給與局長であります。現在出席しておられるのは、官房長官並びに審議室長の代理増子君でございますが、以上御報告申上げます。

○加藤武徳君 當委員會に一般職の職員給與に關する法律の一部を改正する法律案と、國家公務員に對する年末手当の支給に關する法律案の両法律案が付託されておるんであります。両

法律案を一括して質疑応答を開始いたします。動議を提出いたします。

○平岡市三君 只今の加藤君の動議に賛成いたします。

○森崎隆君 私は……。○平岡市三君 委員長、動議が成立いたしました。動議についての御採決をお願いいたします。

○森崎隆君 採決の前に一言申上げます。私はいち早く……。○委員(長木下源吉君) 只今の加藤君の動議が成立いたしました。賛成がございまして、なお議事を円満に進めるために、これに對する他の發言も許したいと思ひます。如何でしやうか。

○加藤武徳君 動議の御採決をお願いいたします。

○森崎隆君 私は今再開された劈頭に、委員長はのうから、この國家公務員に對する年末手当の支給に關する法律案から先に始めたいと申されましたから、私は動議の提出はやめたわけでございます。従いましてその点御善処頂きたいと思ひます。

○加藤武徳君 動議が成立しております。動議の採決をお願いします。(採決採決)と申す者あり

○委員(長木下源吉君) どうでしやうか、これは御相談ですが、委員會で最初に両案を一括して上程しているの、質疑の都合だけで今この分を先にしたのです。本日の委員會では両案を一括して上程しておるのです。ただ質疑の便宜上ですから、ここで動議採決

ということをしなくても、私はいいのではないかと思ひます。

○加藤武徳君 動議の採決をお願いいたします。

○早川慎一君 一括して質問することをお願ひしてゐるのです。

○森崎隆君 一括提出はわかりきつたことで、それを今更動議云々する必要はない。順序をいたしまして、國家公務員に對する年末給與の法律案から始めるというところにどこに不思議があるのですか。

○加藤武徳君 委員長、有効に成立した動議の採決をお願いいたします。

○委員(長木下源吉君) 勿論有効になつておることはわかっていますが、初めからそう……。○加藤武徳君 質疑は自分の好むところからやればいいのであつて、何も制限する必要はないのです。動議の採決をお願いいたします。質疑のある点だけを質疑すればいいのです。

○重盛善治君 それは少しおかしいと思ひます。さつきも懇談の席上で聞いたのですが、實際この重要法案を逐條審議して十分にやつて、それからいろいろ資料も出して……あなたなどは時間がないと言われるかも知れませんが、そういう成程の手續をとつて審議しなければならぬ重要な問題であります。それを一括審議という動議が出ておりますが、やはり立派な人事委員會の性格を生かして行くという観点から、順序なんか簡単に、明日にでも支給してやらなければならぬ年末

○早川慎一君 初めからわかりきつたことで、初めから順序をきめてやつたらどうかと言つてゐるのです。こういう問題の採決とか、何とかいろいろはおかしいです。一括審議して、ちやんと一括されておるので、動議も何もない。

○森崎隆君 これは初めからわかりきつたことで、初めから順序をきめてやつたらどうかと言つてゐるのです。こういう問題の採決とか、何とかいろいろはおかしいです。一括審議して、ちやんと一括されておるので、動議も何もない。

○委員(長木下源吉君) 両方質疑を一緒にやつたら……。○森崎隆君 これは初めからわかりきつたことで、初めから順序をきめてやつたらどうかと言つてゐるのです。こういう問題の採決とか、何とかいろいろはおかしいです。一括審議して、ちやんと一括されておるので、動議も何もない。

○委員(長木下源吉君) 質問すればいいと思ひます。

○早川慎一君 一般職の職員給與に關する法律の一部を改正する法律案に對して政府の御答弁をお願いしたいのであります。御承知のように今回の政府の案では、郵政、電通とか、或いは印刷工場、印刷局その他の現業員に對する措置が非常に苛酷なやうになつて、従来に優遇されておつた点を無視されておるところがあるものであります。これに對して政府は、この案を實施される場合に如何なる措置を講ぜられようとしてゐるか、その点お伺ひして置きたいと思ひます。

○委員(長木下源吉君) 質問すればいいと思ひます。

○早川慎一君 一般職の職員給與に關する法律の一部を改正する法律案に對して政府の御答弁をお願いしたいのであります。御承知のように今回の政府の案では、郵政、電通とか、或いは印刷工場、印刷局その他の現業員に對する措置が非常に苛酷なやうになつて、従来に優遇されておつた点を無視されておるところがあるものであります。これに對して政府は、この案を實施される場合に如何なる措置を講ぜられようとしてゐるか、その点お伺ひして置きたいと思ひます。

○委員(長木下源吉君) 質問すればいいと思ひます。

○早川慎一君 一般職の職員給與に關する法律の一部を改正する法律案に對して政府の御答弁をお願いしたいのであります。御承知のように今回の政府の案では、郵政、電通とか、或いは印刷工場、印刷局その他の現業員に對する措置が非常に苛酷なやうになつて、従来に優遇されておつた点を無視されておるところがあるものであります。これに對して政府は、この案を實施される場合に如何なる措置を講ぜられようとしてゐるか、その点お伺ひして置きたいと思ひます。

○委員(長木下源吉君) 質問すればいいと思ひます。

○早川慎一君 一般職の職員給與に關する法律の一部を改正する法律案に對して政府の御答弁をお願いしたいのであります。御承知のように今回の政府の案では、郵政、電通とか、或いは印刷工場、印刷局その他の現業員に對する措置が非常に苛酷なやうになつて、従来に優遇されておつた点を無視されておるところがあるものであります。これに對して政府は、この案を實施される場合に如何なる措置を講ぜられようとしてゐるか、その点お伺ひして置きたいと思ひます。

○政府委員(菅野義九君) お答え申上げます。このたびの一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案の中におきますいわゆる調整号俸或いは特別俸給表と云われております特別の職域に従事する職員の号俸についての調整をやつたのでございますがその点についてお尋ねの点はどういふ措置をとるつもりであるかという点でございまして、その前に何故に從來認められておりましたところの調整方法を変更したかということにつきまして、一応御説明申し上げます。税務、警察官或いは船員等の特別俸給表或いは人事院規則にありまるところの檢察事務官等の調整号俸或いは法律の委任に基きまるところの政令による各種の職域の調整号俸は、おおよねこれは二千九百円ベースの改訂のときにございまして、當時一般の公務員の勤務時間は実働三十六時間半でございまして、その他の特別の調整号俸を持つておられますいわゆる現業職員は四十四時間になつておつたのであります。然るにその後一般の公務員の勤務時間は改訂されて、現在におきましては、やはり実働四十四時間でございます。その間にこの調整号俸を認める理由は、ひとり勤務時間の長短ばかりではございまして、その内容になる仕事の難易或いは危険の程度によつてきめたのでございまして、その当時の、二千九百二十円ベース当時の社会情勢と、今日の状況と比較いたしますと、食糧なり、或いは交通なり、或いは又社会の一般の治安の関係その他に

おきまして、相当の懸隔があるわけでございます。従いましてそういう調整号俸なり、特別俸給表を作りまして二つの理由が、今に至りますると相当程度変化しておりますので、今回のベイス改正に当りまして、政府はこの一般俸給表との差をおおむね半分にした方針を以ちまして、それ／＼調整をいたしたのでございまして。然るに今般の改正法律案の、いわゆる別表第二表と申しますのは、現在の俸給表で受けておられます、職員が、新しい、いわゆる平均給八千円の俸給表に切替える、切替える表でございまして。本体の調整号俸をきめておられますのは、人事院規則及び法律の委任規則に基きまして政令によつておつたのでございまして、その本体の人事院規則及び政令はこれから改正して、いわゆる調整号俸をきめて行くのであります。勿論切替えがおおむね半分に達しておりますところから御推察できますよう、この格差は大体において半分にいたしたいと思つてございまして、いろいろ／＼これには不合理の点もなきにしもあらずでございまして、例えば従来同じ俸給をとつておりましたのに、それが級が違つたために今度の切替えによりまして、一方は高い水準であり、一方は低い給與になるということもあり得るのでございまして。これは主に税務、警察等の特別俸給表について多いのでございまして、こういうものにつきては、調整号俸を他によりまして、それを特に考慮いたしまして、この不合理を直したいと、かように考へておる次第でございまして。然るに今回の法律案によりまして、昇給は一定の條件が要ることになるのでござい

ますが、現在におきましては、これが政令人事に委ねられておるわけでありまして。一月一日からは、この法律が通過いたしました時に、この法律によるのであります。現在におきましては、政令に委ねられておられます、調整号俸の改正に基く不合理は十二月中の切替前におきまして、昇給等の方法によつて修正をいたしたい。かように考へておる次第でございまして。なおもう一つの不合理の点につきましては、これ又いろいろ／＼伝えられるところでございしますが、郵政、電通或いは印刷局、造幣局或いは気象台、アルコール工場といったような現業の職員は、一般俸給表との差が一号しかないでございまして。そこでこの調整号俸の切替の表におきましては、一号しか格差がないのに対しては、一号を引いて切替えるという形になりますので、表面上あたかも全然なくなるかのとき感がございますのでございまして、これは先ほど申しましたその基になります政令の改正によりまして、これはおおよね一号の半分の金額を加俸いたしまして、そのうしてほかの職種同様に、いわゆる格差を半分にするという方針は續けて行きたい。こう考へております。なお又この調整号俸の変更によりまして、従来持つておりました一般俸給表との差が縮まりましたために、特に不利益を受けた、消極的に不利益を受けたというやうな職員に対しましては、今後昇給資金の配分上におきましては、十分考慮いたす考えでございまして、それからもう一つ、この点につきまして、何号か下つて切替いたしますので、実收の手取りが低くなるのじやないか、或いは同じになるものがあるのではないかと

うやうやな御懸念があると思ひますが、この点につきましては、附則におきまして最低の保障を付けておりまして、実收手取りが一割以下にしか増加しないものにつきては、一割は必ず確保するといふ最低保障の條文を掲げておる次第であります。

○森崎隆君 先ず第一に人事院總裁の御出席を私は要求いたします。來られない前に政府のかたにお尋ねいたします。問題は國家公務員に対する年末手当の支給に関する法律案の内容につきまして、お尋ね申上げたいと思ひます。この第二條は書いてあります通り、「年末手当の額は、職員の給与月額に、その者のその年中における在職期間に應じて、左の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。その次が実は我々として問題なんです。ございまして、第一には在職期間が六月以上の場合百分の五十以下、在職期間が三月以上六月未満の場合百分の三十、三月未満の場合百分の十五、こういうふうに規定されておりますが、私聞くと、これによりまして、政府におきましては、当初一ヶ月分を組んだやうに実は承つておられますが、それが何故にこの法案におきまして、五十、半月分に減らしたか、その辺の事情につきまして、明確な御説明をお願いしたいと思ひます。

○政府委員(菅野義九君) 人事院の勸告にも、年末には一ヶ月の給与を支給するやうにというやうな勸告がございまして、政府も当初一ヶ月の給与ということを考へたことも確かにございしますが、その後財政全般につきまして、各方面から検討いたしました結果、今日國家財政の見地から公務員に年末手当を支給する場合におきまして負担し得る限度は、半月以上は到底出し得ないという結論に達することになりましたので、半月分といたした次第でございまして。

○森崎隆君 重ねて申し上げます。この百分の五十になつたことが非常に私どもとしましては、遺憾でございまして、現在の公務員の生活状態、又歴史的に考へても、日本の働く人々は十二月の生活様式、一年の総決算ともいふべき十二月の生活様式から考へまして、果してこれで公務員の人々が年を越せるかどうか、この点につきまして、非常に私は危惧するものでございまして。並びにもう一つ原則的に尋ねたいのは、先だつて人事委員会におきまして、岡崎官房長官が御出席になられました折、私は公共企業体の職員のかた／＼並びに公務員のかたがた全体につきまして、特に年末手当の支給につきましては、飽くまでも公平の原則を守つて頂けるかどうかということとを質問したわけでございます。と申しますのは、ややもすれば、公共企業体等におきまして、いわゆる収入面の性格を持つたやうな機関と、全く一方に消費ばかりしているやうな機関との間に、いろいろ／＼公務員といたしましては、危惧し心配する点が多々ある、こういう理由から岡崎官房長官に私お尋ねいたしましたところ、岡崎官房長官におかれましては、一円とか、二円とかいつたやうな少額の末梢的なものにつきては別でございまして、飽くまでも公平の原則を必ず守ると公約されたわけでございます。つきましては、先般閣議の第二次裁定の結果が、全面的ではございませぬけれど

も、その大分と言いますか、大半と言いますか、これが一応政府において認められたやうに実は聞いておるわけでございますが、勿論これは裁定の履行という、名前はそれでございませうけれども、その実態は飽くまでやはり年末手当の性格を持つておるものでございませう。而もそれが大体の、概算いたしますところ、丁度これが一ヶ月分に相当する金額になる、こういうふうになりましては、公務員並びに公共企業体の職員全般にいたしまして、現実の実際の面におきまして、非常に納得のいたしかねる点があるわけでありませう。これにつきまして、政府といたしましては一体どういうお考えであるか。官房長官のこの公約を本心に良心的に実施するおつもりがあるかどうか、並びに果して現在のような食えない賃金、而もその五割程度の年末手当の支給というところで、いわゆる上級職員のことはいざ知らず、公務員の九割以上を占める八級以下の本当にその日その日を何とか生活しておる人々の年末のいわゆる越年というところにつきまして、可能性があるかどうか、この点につきまして、お答え並びに御意見を伺したいと思います。

○政府委員(青野義丸君) お答えいたします。先ず初めの点でございますが、公共企業体の職員との振合を考へる必要があると思ふがどうかという点につきましては、官房長官から、先般お答えいたしました通り、政府は公共企業体といへども、政府機関の一つである以上は得る限りこれは公平の原則によりまして、調和をとつて行きたいという考えを持つております。これはひとりの年末手当のみならず、一般

企業につきましても、一般公務員と釣合をとつた給與にいたしたいと、こういうふうな考へております。その公共企業体は職務の内容その他いろいろ違ひますので、画然と一般公務員と同じ給與をやるというところは勿論できないのでございまして、その点について多少の違いがあるというところは御了承願へると思ふのであります。なお又その次の国鉄職員に對しまして、裁定の実施といたしまして、おおむね一ヶ月分の給與が出されたことにつきまして、これは御承知の通り第二次裁定といたしまして、仲裁裁定委員会の裁定が下されまして、それが公共企業体労働関係法によりまして、予算上資金上不可能でございまして、政府がこれを国会の議決に待つた次第でございませう。国会はこれに對して一定の金額を限度として履行すべし、その他の残余のものについては承認しないという議決が下されましたので、政府はこれに基きまして、予算の修正を加えて提出したのでございまして、これ又国会の御意思を尊重してやつたことでございませう。なお又裁定の性質上一定の財源ある場合におきましては、何より先ずこの裁定を実施するのが当然の公労法上の義務であるとか、かように考へておる次第であります。それから半月でははなにかというお尋ねでございますが、この半月分の年末手当は、提案理由の説明にも詳しく申し上げました通り、決していわゆる生活の補給金というよりなものではないのでありまして、これは人事院の勧告もそうでございますが、人事院の勧告の生活給、いわゆる生活に必要な給與は、これは

十二ヶ月の給與で以て足るという勧告でございます。併しながら、日本の一般の風習その他からいたしまして、年末年始には相当の出費があるもので、この事実を即しまして、年末に或る程度の年末給與をすべきであるというものが人事院の勧告でありまして、政府も又同様の考へでありまして、決して生活の赤字補給とか、そういう意味のものではないことを御了承願ひます。

○委員(木下源三君) 政府委員は先ほど御報告したばかりに、大蔵省主計局給與課長瀧川好祐君並びに郵政省人事部長が出席しております。

○森崎隆君 重ねてお尋ね申し上げますが、この年末手当の支給の割合が、最高が百分の五十になつておりますことは、今いろいろ御指摘申し上げたのでございませうが、人事院の勧告案には、これは飽くまでも一ヶ月という勧告があるものでありまして、それにつきまして、いろいろ具体的な額の説明の資料も付いておるわけでありませう。これが政府の手によりまして、半分にはせられたことにつきまして、単に我々としたしましては、予算面だけだといつたような、予算がないといつたような簡単な言葉では、とても納得いたし兼ねる、これにつきまして、合理的な科学性のある一つこのでな半々月分

で十分に公務員は満足すべきであるかというところにつきましての根拠を一つお伺ひたい。

○政府委員(青野義丸君) 半ヶ月で以て十分であるかどうかということにつきましては、これは一ヶ月乃至二ヶ月というよりな、いろいろ要求のあることも承知しておりますが、先ほど申し上げました通り、これは財政全般から

考へまして、半ヶ月が適當であると考へまして、提案した次第であります。なお又在職期間によりまして差別を付けたのは、昨年度の御審議を得まして成立いたしました年末手当の法律に則つたのでございまして、在職期間について或る程度の差別を設けることは適當であるとか、かように信じて提案いたしました次第であります。

○委員(木下源三君) 只今御要求の人事院總裁は、G.H.Q.のほうに行つておるそうで、代りに今給與課長が来ておるそうであります。御報告いたしたとす。なお千葉君が歸つて参りましたので、この際暫時休憩して、千葉君のお話を聞くのが適當と思ひますから、暫時休憩いたします。

午後八時四十分休憩

午後八時二十四分開会

○委員(木下源三君) では休憩前に引續いて委員会を開きます。

○森崎隆君 今千葉委員から細かい報告がございまして、関係方面の我々に関係するかたの御意見も非常によくわかつたと思ひます。この点の問題につきまして、もう一度詳しい説明を専門員のかたから一応御説明を願ひまして、そこでよくお互いに頭に入れた上で、その上でそれについて一応お互いの意見を交してお聞きするということにしたい。

○専門員(熊登堂君) 話でございますから、逐一お話し申し上げることは不可能かと思ひます。記憶に残つておりますことで、特に私の感覚で記憶に残つておりますことになるかと思ひますが、その点はお含み置きを願ひたいと思ひます。シャープン氏とワイリア

ムスさんですが、そのところのお話でありました。時間があまりにも遅いので、どうする処置もできないと、これが話の中心でございまして。それからあと、それでは案をどう思ふのかという話。それから従来人事院勧告を中心にした案を、それをどう思ふかというお話につきましては、個人的には従来話している通りなんだと、ただこれは改めてR.S.との関係もあることだから、公の意思表示というわけには参らない、もう一日早かつたか、或いはもうちよつと遅い……月曜日までと申しましたかの問題であるならば、まだ処置のしようもあるだろうが、こゝまで申上げていいのか悪いのか存じませんが、そういうことに私は聞きとつて参りました。

○森崎隆君 例へば只今向うで問題になりました案について、内容を概略一応御説明頂きたいと思ひます。ほかにも全然知られないかたもあるかと思ひますから……

○専門員(熊登堂君) その案は私も実は御説明申し上げるところでないと思ひますが……

○千葉信君 これは私も委員が先に大体の申合せをいたしましたその結論に副つて作られた案でございませう、具体的に申しますと、現在出ております人事院の勧告に對して、單にその俸給表だけをこれを修正する。これは特別俸給表も含んで、その俸給額に對しての……現在の人事院の勧告八千五百八十四というものと、大蔵省、これは大蔵省でなく政府案でございませうが、その政府から出て来ております政府案の八千四百との開きの五千八百というものを、おの……俸の金額に底

ムスさんですが、そのところのお話でありました。時間があまりにも遅いので、どうする処置もできないと、これが話の中心でございまして。それからあと、それでは案をどう思ふのかという話。それから従来人事院勧告を中心にした案を、それをどう思ふかというお話につきましては、個人的には従来話している通りなんだと、ただこれは改めてR.S.との関係もあることだから、公の意思表示というわけには参らない、もう一日早かつたか、或いはもうちよつと遅い……月曜日までと申しましたかの問題であるならば、まだ処置のしようもあるだろうが、こゝまで申上げていいのか悪いのか存じませんが、そういうことに私は聞きとつて参りました。

じてこれを減らす。全部平均してこれ
を減らす、そうしてその場合に、その
金額を減らす以前に本俸が決定する
と、それに対して地域給が何割という
ことになつて参りますから、この地域
給の金額の分を予め考慮いたしまし
て、結論においてその全体の平均賃金
が八千円になるように人事院の俸給表
を修正したものである、これで私はお
わかり頂けるだらうと思ひます。そ
の他の例えは地域給でございますと
か、或いは特殊勤務地手当とか、或い
は扶養家族手当、夜勤手当、休日給、
これは全く人事院案の通りでございま
す。

○森崎隆君 只今の御説明で大体の概
略はわかりましたが、概略全体を聞いて
ただけでも非常にこれは何と言いま
すか、予算の枠内で、而も科学性に富ん
だ人事院の案に、合理的に近付いてい
るような気がいたしますが、できます
ならば、私ははつきり審議いたしたい
と思ひますが、時間の関係でさつき
の質問も更に継続したいと思ひます。政
府のかたにいたしたいと思ひますが、
この年末手当の問題につきまして、さ
つき同録につきましては、業務の特殊
性に鑑みまして大体一ヶ月分というよ
うに申されましたが、この言葉通りと
りますと、言い換へましたならば、国
鉄の業務内容というものはほかの公務
員、その他の公共企業体の職員に比べ
て年末手当の点、実質的な意味の点につ
きましては、倍額にも相当するといふ
ように聞かれるわけでございます。こ
の点を考えますと、非常に私たちは意
外に考えるわけございまして、他の
各省に働いておる者、又他の公共企業
体に働いておるかたへにつきまして

も、個々の間にいろいろなギャップが
ございするが、皆それ／＼引ける／＼
な部分では国鉄のかたへに引ける／＼
らない、非常に責任その他勤務時間等
同等以上の勤務をしておるものがある。
一例を申上げますならば、海軍駐
軍の関係の勤務に従事しておるかたが
たにつきましては、御存じのように朝
鮮動乱以来、日夜特別にいろいろな面
で勤務の内容が非常に激しくなつて来
た。これはもう現実のはつきりした問
題でございまして、この面につきまし
て、それでは国鉄の問題と比較して、
並びに岡崎官房長官の申されました通
り、又あなたが今はつきりと申されま
した通り、公平の原則を適用すること
になりまして、当然これは実施して頂
かなければならぬ。又各官公庁その
他の場合も多々これは具体的な例があ
ると思ひますが、それにつきまして、
政府の御意見を願ひいたします。

○政府委員(菅野義九君) 先ほど私が
お答え申しました言葉が足らなかつた
かも知れませんが、私は国鉄が業務の
性質上特殊性があるから、実質的に一
ヶ月の年末給與をやるようなことにし
たといふことは絶対に申上げません。
私が申上げましたのは、官房長官が
答へいたしましたように、公共企業体
といへども、政府機関の一つでありま
す以上は、或るべく同家公務員と均衡
をとつて給與をきめて行きたい。この
ことは日本国有鉄道法にも、専売公社
法にもちやんと書いてございまして、
そういう方針を申上げておるものであり
まして、ただ併しなから業務の性質上
多少の違いはあつて、全く同じ俸給表
を使うものではないとせん。こういう
ふうに御答へしたつもりでございま

それから国鉄に実質一ヶ月の年末給與
と言ひますか、裁定の履行に要する給
與を十二月にやりますが、これは国鉄
の業務が特殊性があるからという理由
ではなく、国会に議決をお願いいたし
まして、両院の議決があつたから、そ
れに基いて履行したのであります。こ
れと年末手当とは関係ございせん
と、こういうふうに御説明いたした次
第であります。

○森崎隆君 今の御答弁は非常に私は
腑に落ちない点が多々あるのでござい
まして、国会の議決によつて云々と申
されますが、それは公平の原則とい
う立場から、政府としては公平の原則
を、職員に對する最高責任者として
、良心的にそのままでじつとしてお
られますかどうか、それをはつきりと
承わりたい。

○政府委員(菅野義九君) 公共企業体
労働関係法によりますると、裁定があ
ります。これが予算上資金上不可能
な場合には国会の議決によらなければ
ならない、その承認を得て履行する
といふことになつておりますので、政府
はその法律によつて議決を求めた次第
であります。それに対して、今回
一定の金額を限度として履行すべしと
いう議決がございしたので、それを
履行したまででございまして、これと
一般公務員の年末手当との問題とは全
く関係がございせん。この点は国会
のほうで、両者お考えになつて議
決があつたものと私は承しておりま
す。

械的な單なる裁定方式があるから仕方
がない、こういうやりかたは非常に不
満でございまして、時間の関係で他の
政院のかたへ／＼の代表につきまして
、この年末給與の支給について御意
見を承わつて頂きたいと思ひます。

○紅雲みつ君 これはかね／＼問題に
なつておること、昨年も問題になつ
たといふことでございまして、林野庁
に勤務しておる、これは非常勤ですが、
殆んど常勤的な勤務職員に對して今年
はどういうふうに考えて、どういふ
うな処置をされるつもりでございま
す。

○政府委員(菅野義九君) お答え申上
げます。この法律は常勤諸君に年末手
当を給與するといふことになつており
ますので、人夫、作業員といつたよう
な單純労働に服しておりますものに
つきましては、これは非常勤の職員で
ありますので、人事院の規則によりま
して、この法律による年末手当は支給
されないでございまして、併し労働者
のうちには常勤職員と全く同様の勤務
時間によりまして相当長い期間勤務し
ておる者もあるものでありまして、こ
れらの者に対しては、年末手当に相
当するものを支給するのが妥當である
といふふうに考えておるのであります
が、形式といたしましては、これらの
者の給與は人事院規則によりまして、
従前の例によるといふふうに定められ
ておりますので、賃金支給の形式を
とりまして、これと実質的に同じもの
を支給したい。こういうふうに考えて
おる次第でございまして。

○紅雲みつ君 林野庁に勤務しておる
と申しまして、これは仕事にいろいろ
の種類があると思ひます。それはどうい
ふふうに考えておられますか。

○政府委員(菅野義九君) それにつき
ましては、私が只今申上げた通り、
常勤職員と全く同様の勤務時間により
まして、相当長期勤務しておるもの
といふように、その勤務の実体を見て
きめて頂きたい。かように考えておる
次第でございまして。

○千葉信君 私は質問の順序があるの
でございすけれども、只今紅雲議員
から質問されたことに關連いたします
ので、実は加藤委員の出席をここに
願ひしたい。と申しますことは、只今
問題となつております林務従業員職
員は非常勤のかたへ／＼でございす
がこれは昨年の年末手当の支給のとき
に非常に問題を残しまして、そして本
会議の議場において、この問題につ
いての討論まで行われたことは、これは
もう皆様も御承知の通りでございま
す。従ひまして私どもはこの年末手
当の問題に關連いたしまして、將來林
務従事者に對してどういふ取扱をすべ
きかといふことを考慮したわけござ
います。こゝまで来て私は休憩をして
もらいたい。私の出席を要求しておる
加藤委員がお見えになつておりませ
んから……。

○委員(木下源平君) ちよつと速記
を止めて下さい。

(速記中止)

○委員(木下源平君) 速記を始め
て……。

○千葉信君 議場の整理をお願いいた
します。

○委員(木下源平君) 静かにして下
さい。

○千葉信君 加藤委員と関連を持つて
おります問題でございすすけれども

も、最初から私は繰返してお話を申上げたと思います。只今紅露委員から行われました質問につきまして、この年末手当を林務労働者に対してどうするかという問題につきましては、一応年末手当全体の問題について順序を立てて御質問申上げるつもりでおりましたが、ちよと関連する問題が出現したので、その問題について発言をお許し願つた次第でございます。御承知の通り、昨年の年末手当の場合におきまして、林務労働者、常勤的な非常勤の林務労働者に対しては年末手当をどうするか、この問題については本会議の議場においても相当討論も行われました問題になつたところでございます。従いまして私も将来こういふ同一の問題が起るといふことを予想いたしましたので、参議院の人事委員会におきましては、先の第八回会合の最中に林務労働者の給與の実態調査並びにその他の條件について視察を行いました。勿論このときには全国における公務員の給與の実態調査を目的としたのでござい

ましたが、たゞ／＼年末手当の問題に関連をいたしますので、特に林務労働者に対する実情調査の決定をいたしました。そして、そうして確かこれに対しては加藤武徳委員が委員会の決定によつて視察されたはずでございます。私はこの問題については殊更でございます。こゝう席上で申上げたくないのでございませうけれども、併し問題を正確に審議するために、やはり私はあえて従来の加藤武徳委員との親交の度合を裏切る形になつて、大要恐縮でございますが、一応申上げなければならぬ。これは加藤委員に対して私は決して他意を持つて申しておるのではない、本

身だけの参考にするために視察旅行をするんじゃない、旅行して来られてそれを報告して、その結果に基いて将来の閣政の審議の上の参考にするためのこれは視察なんですよ。従いまして私は今までのこの問題については、こゝういふことを申上げる気持は全然持つておりませんでしたけれども、たゞ／＼紅露委員から林務労働者の年末手当をどうするかという問題について質問がありましたので、十分これに関連するところの立場から、この際どうしても答弁の義務を履行して頂かなければならぬ、そして閣会法上から言ひまして、私は当然の措置だろうと考えるのでございませう。委員長、然るべく報告を委員長の方から要求されたいと思ひます。

○委員(木下源三君) 千葉君に申上げますが、加藤委員は機会を失つて、報告はしてありませんが、報告書を作成してありますので、速記録に直接載せるというところで了解が付いておりますので、その点を御了承願ひたいと思ひます。

○千葉信君 何の速記録ですか。

○委員(木下源三君) この視察の報告を……

○千葉信君 何の速記録に載せるんですか。

○委員(木下源三君) 国会の速記録に載せる……

○千葉信君 そんなばかなことがあるんですか。

○委員(木下源三君) ちよと速記を止めて……

○委員(木下源三君) 速記を始めて下さい。

○加藤武徳君 只今の千葉君の御発言のごとく、社会党の吉田法晴君と私が川島専門員を伴ひまして、只今のお話のように、主として林野庁関係の非常勤の一般公務員の給與の状況につきまして調査をいたしましたのであります。なおこの調査の結果の概略的なものは、この国会におきまして皆さんに報告をいたし、又了承も願つておるはずでありまして、なお細部の報告は未だいたしておりませんが、適當な機会を見て報告いたそう、このように考えております。

○千葉信君 私は只今のような発言は非常に遺憾に存じます。私が申上げておるのは、只今問題になつております林務労働者の年末手当をどうするか、與へることが妥當か、只今の質問に対する答弁のように、別途に考えるというところが正しいか、この点についての結論を出す場合には、やはり我々がもう昨年からの問題は取上げられておつたところでございませう。従いましてあとから報告されるということではございませうが、それでは何のために一体視察旅行をされたのか、視察の目的これはやはり簡単に結構でございますから、一体その視察旅行においてどういふふうにこれを御覧になつて来たか、主観でも意見でも、できれば客観的にお話をされたいと思ひますが、主観でもかまいませんから、この際私はもう少し具体的に承わつて置きたいと思ひます。

○委員(木下源三君) 速記を止めて……

○委員(木下源三君) 速記を始め

ではございせん、先ほど申し上げておるうちに、スムーズな正確な結論を必要とする、それが正しいと、そう考へてこの報告をお願いしておるわけでございますから、決してそういうふうな強硬な態度をとられず、もう少し大乗の見地に立つて、この問題のよい解決を図るために御報告をお願いしたいと思ひます。

○早川 一君 ちよつと議事進行に關して委員長にお願いいたします。今質問は政府提案に対して質問しておりますから、或るべく政府に対して質疑がありましたらすることにお願いいたします。

○委員長(木下源三君) それはもういふうちに私も考へておりますが、やはり問接に關係があることだからと実は思つておるのです。

○加藤武徳君 只今の千葉君の御發言では、あたかも私が、この機会に詳細な報告をしないことが議事の妨害かのごとき發言があつたのであります。

○千葉信君 ノー、全然違ひ。

○加藤武徳君 私はむしろその反対であります。千葉君は殊更にこの機会にこの問題を捉へて、僅に一時間以上を要する私の報告を要求したことは、自體が、議事を遅延しようという意圖に出たものと判断せざるを得ないのであります。先ほど申しましたごとく、骨子につきましてはすでに報告をしておりますことであるし、この機会に詳細な報告は私はいささな決意であります。

○重盛 善治君 閣下事項ですから申し上げますが、これは先に官房長官がおいでになつたときに私から發言して、そ

のときには詳細な質問はしなかつたけれども、こういう状態に置かれておる人たちが、林野庁は勿論、その他にも若干ある。常識的に当然常勤と同じ者はこの際公平の原則に従つて取上げたかどうかというのを申上げておる。幸いにも官房長官も出ておられるし、人事院からも出ておられるし、この年末手当の問題を解決するに従つて、これらの關係法案を一緒に付議して、この解決を図るというのを私は提議したいと思ひます。林野庁の諸君に対しては、どういう方法をとるかということ、法文でできればお答えをお願いしたい、こう思ひます。

○政府委員(岡崎勝男君) ちよつと今最後の点を聞き落したのであります。が、法文でございませうか……

○重盛 善治君 例へば法律で、林野庁の職員その他、実際に三年も五年も勤務してある。勤務しておるけれども、名称が臨時雇用のために支給されないというふうな者に対しては、人事院なら人事院の裁定によつて、これは與えられるような方法をとつたらどうかということ。

○政府委員(岡崎勝男君) 只今のお話は御尤ものようにも聞えますが、私の考へでは、この常勤と非常勤といふことは、やはりこれは法文の上ではどうも一緒にするのは困難だろうと思つております。併し非常勤の中で事実上常勤と同じ者があることは事実であります。が、こういう人々には事実上の常勤者と同じような措置を講じたい、これが政府の考へであります。

○森崎 隆君 今のことに關連いたしまして申上げたいのでございますが、從來官房長官の申されましたように処

置をなさつていたろうと思ひますが、それでは非常に不合理な点があります。それで、非常に熱意のある要望があるわけですから、御存じのように、林野庁にはいわゆる非常勤のかたもおります。常勤的な性格を持つた人もおります。全体的の中には一万二千程度のかたが、本当にこれは常勤と言つてもいいような人々であります。ところが全体の實態を考へますと、これは加藤さんも知つておられるように、公定である人たちの賃金がきまります。その中で、「この」なんかは自分の道具でやつております。「この」は使いますと切れない。そうすると、自分でやすりでけずらなければならぬ。そのけずる時間も勤務時間に入つておるわけですね。そして一人前の公務員に決定されたベース賃金に近いような賃金を得るといふことは、普通の八時間ではとてもできない。十時間、十二間といったような實際作業をしなければいけないというふうな、給與実態そのものにつきましても、非常な苦境にあるわけなんです。そういう観点から、従つて今の給與の点につきましても、やはり非常に話にならないのが実態なんです。そういう観点から、こういう要望がございました。だからこれは簡単な條文の十九條の下に、林野庁に勤務する常勤的労働職員というふうなことを入れたら、それで大体枠がきまつて来るわけなんです。それが一つ。もう一つ年末手当の面につきましてはさつきもちよつと私申上げたのでございますが、全團の進駐軍の勤務に携わる人々の問題でございまして、御好じのよう、二度説明する必要はないかと思ひますが、けれども、朝鮮動乱以來、非常に特殊

な事情によつて毎日々々その業務にいらして。これにつきましては、特別の配慮があつて然るべきものでありと考へております。この二点を特に私どもは強調したいのですが、この両方の面につきまして、特別に配慮して頂く、即ち林野庁の一万二千程度の常勤的な労働職員に対して、本當に普通の公務員と同じような待遇をして頂く。もう一つは、進駐軍の關係の勤務に携わつておる人々には特殊の御配慮をして頂きたい。これはもう簡単なことだと思ひます。こうしますと、結局それで全体のバランスがとれるというふうなことを実態からつかんでおるわけなんです。この二点を特に私は考慮して頂きたいと思つて申上げておるので、これにつきまして、何とか善処をお考え頂きますや否や。

○政府委員(岡崎勝男君) 林野庁等の非常勤となつております人々に対しては、形式的に非常勤といふことになつておりますれば、やはり形式的にはこの法案の中には規定をせんけれども、実質的に常勤であることが明らかなる人々に対しては、実質上常勤と同じような措置を講じたい、これが我々の考へであります。なお進駐軍の労働者につきましても、これは從來と變らな仕事をしておる人もあります。例へばハウスメードであるとか、そういう種類の人々とか、特に時間が長くなつたり、過激な仕事をしたり、その他の任務に服しておる人もある。それで朝鮮動乱に伴ひまして、特別の余計な仕事若しくは精神的の何と申しますか、特にその負担がある仕事等につきましては、実情を考慮して、それ相応に適當な措置を講ずるということ、これが政

府としては國運協力の趣旨でもあり、又快く働いてもらおうという意味から申しまして、我々は労を惜しまない。實際上そういう仕事をしておるのですから、やはりそれだけの報酬は当然と考へておる。この点もまあできる限り善処するということを申上げて置きます。

○大隈 幸君 時間の關係もありまして、この際國家公務員に対する年末手当の支給に關する法律案の質疑を終了して、討論採決に入られんことの動議を提出いたします。「反対」「異議なし」と呼ぶ者あり。

○千葉信君 未だ私は質疑をしていない。反対。

○加藤武徳君 只今の動議の御採決をお願いいたします。

○委員長(木下源三君) 只今の大隈君の動議は成立いたしました。従つて大隈君の動議に御賛成のかたの起立を求めます。

○早川 一君 便所に行つてゐる人がいます。ちよつと待つてくれ。

○委員長(木下源三君) 暫時休憩いたします。

午後九時三分休憩

午後九時十分開會

○委員長(木下源三君) これより休憩前に引續いて開會いたします。先ほどの大隈君の動議の賛否を決する場合に、甚だ不明確でありましたから、採決の仕直しをいたします。大隈君の動議は、國家公務員に対する年末手当の支給に關する法律案の質疑打ち切りの動議であります。これに対する御賛成のかたの起立をお願いします。

(起立者少数)

○委員長(木下源三君) 少数であります。

○加藤武徳君 二一般職の職員の給与に
関する法律の一部を改正する法律案並
びに国家公務員に対する年末手当の支
給に関する法律案の質疑を打ち切りま
して、討論を省略いたします。直ちに採決を
行ひの動議を提出いたします。(「反対
反対」と呼ぶ者あり)

○平岡市三君 只今の加藤君の動議に
賛成いたします。

○千葉信君 ばかなことを言うな、今
まで委員会ですんなりありました
か。(「そう無茶なことをしてはいか
んです」と呼ぶ者あり、その他発言す
る者多し)

○加藤武徳君 動議は成立しました。

○委員(木下源三君) 加藤君の動議
は両案とも一括してというのですか。

○加藤武徳君 そうです。

○委員(木下源三君) 質疑も討論も
打ち切つて、そうして一括して採決する
というのですか。(「委員長々々」と
呼ぶ者あり、その他発言する者多し)

○千葉信君 遺憾ながら委員長の只今
の採決のいたしたは、或いはどうか
と思はれる点があります。というの
は、大隈委員長が年末手当の問題に關
しまして動議を出されたよりでありま
す。これは質問を打ち切つて直ちに採決
に入るといふ動議を出したわけではな
い。ところがその動議に対して賛
成の諸君は御起立を願いますというこ
とをはずり委員長がおつしやつたこ
とは、これは速記が証明するところ
であります。而もその動議が成立してい
るにかかわらず、その動議を諮ること

なしに、直ちに他の委員に対して発言
を許されるというところは、これは委員
長の誤まりだと思はれますので、先
の大隈委員の動議の成立を議場に諮つて
頂きたいのであります。(「異議なし」
と呼ぶ者あり) はつきり速記に出てお
ります。委員長は只今大隈委員から出
された動議に対して、この動議に対し
て、賛成の諸君の起立を願いますと言
つておられます。速記を調べて下さ
い。それで動議は動議者と、それに対
しての賛成者と二人が起立してありま
す。従いまして一名の賛成者があつた
わけですから、これは動議が成立して
いるわけですから、その動議に従つて年
末手当の採決を諮つたほうが正しいと思
います。

○森崎隆君 今千葉委員の申された通
りでございます。さつきは自由党の
たは皆立ちよつて、多数決で決してい
る問題であります。ですからこの案の
採決に賛成か反対かだけ採決して頂き
たいと思ひます。

○加藤武徳君 そうです。速記に出て
おります。速記をお調べ願へば直ちに
わかります。速記をよみ、千葉君の只今の御
発言は全くの間違ひでありまして、委
員長の採決の意思表示に對して、明
らかに二名の起立者があり、委員長
は明らかに起立少数という言葉を宣し
ておる点を重ねて申上げて置きます。
私の提出いたしました動議の採決をお
願ひいたします。

○千葉信君 委員長はこの動議に対し
て御起立願ひますというのを聞かれ
ました。ですからその動議が成立して
いる以上、委員長がその後どうい
うことを言われましようとも、成規の手
続に従へば、当然これは成立した動議

によつて、この法案に対する採決をと
らなければいけない、ですから委員長
はこの際その問題を取消されて、委員
長がおつしやつたことを取消されて、
年末手当の採決を諮ることが正しい
と、かように私は存じます。

○森崎隆君 今千葉委員の申されるそ
の前の問題なんです。前に動議を出さ
れまして、そうして一名の賛成者があ
りまして、そうしてそれにつきまして
起立を願ひまして、皆立ちよりました
。だからこの動議が皆認定されたわ
けです。そのとき皆さん立たれた。立
たなかつたのは反対を叫んだ千葉委員
と重盛委員と私と三名です。ですから
そのときに委員長が当然やるべきこと
は、この原案に賛成か反対かの決を
つて頂ければよかつたわけですから、
それからその通り運営して頂きます。これ
が最も神聖なやりかたです。

○委員(木下源三君) 申上げます。
当初の、休憩前において只今の手續を
踏んだわけでありまして。ただ起立の点
において不明確な点があつたので、そ
れを宣告してやり直したわけであつ
て、委員長はそのように考へておりま
す。ただ問題は多数の諸君がもう一度
やり直せというのなら、これは別であ
りますが、委員長は休憩前の不明確で
ある点だけをやつたわけでありま
す。

○森崎隆君 不明確じゃない、はつき
りしています。

○千葉信君 これは速記を止めて下さ
い。委員長は採決をしようとしたか
知れませんが、委員長は、只今の
委員の動議に賛成のかたの御起立を願
ひますと言つたんだ、たつた二人しか
立たなかつたのです。

○森崎隆君 その前に言つたんです。

あなたが反対を叫んだときはそれなん
です。

○千葉信君 それはこの前でしよう。
休憩前でしょう。だからそのときは不
明確だから、やり直さなければなら
ないから、委員長は大隈委員の動議に
従つて、本日は委員長はこの法案に
對して起立採決を問うところを、間違つて、
只今の動議に對して賛成の諸君の起立
を願ひますと言つたんです。だからそ
れをはつきり聞いておられた紅霞委
員……。

○委員(木下源三君) 暫時休憩いた
します。

午後九時十八分休憩

午後九時五十三分開会

○委員(木下源三君) 休憩前に引続
いて開会いたします。

○加藤武徳君 休憩前に成立をいたし
ておりました動議の採決をお願いいた
します。(「何の動議だ」と呼ぶ者あり)

○委員(木下源三君) 加藤君の休憩
前の動議は、一般職の職員の給与に
関する法律の一部を改正する法律案及び
国家公務員に対する年末手当の支給に
関する法律案、以上二案の質疑打ち
切、討論を終結して……(「討論省略だ」と
呼ぶ者あり) 討論省略との……それだ
けでしたか。

○加藤武徳君 直ちに採決を行ひの動
議を提出したのであります。

○委員(木下源三君) 討論を省略
し、直ちに採決に入りたいとの動議で
ございませう。(「反対」と呼ぶ者あり)

○委員(木下源三君) 加藤君の動議
は成立いたしました。加藤君の動議
(「なに」と呼ぶ者あり) 加藤君の動議
は成立いたしましたので、この動
議に對する賛否の決をとります。只今

の加藤君の動議に御賛成のかたの起立
を求めます。

○委員(木下源三君) 「恥を知れ」と呼ぶ者
あり

○委員(木下源三君) 多数と認めま
す。

○委員(木下源三君) 多数と認めま
す。

○委員(木下源三君) 多数と認めま
す。

○委員(木下源三君) 多数と認めま
す。

○委員(木下源三君) 多数と認めま
す。

○委員(木下源三君) 多数と認めま
す。

○委員(木下源三君) 多数と認めま
す。

○委員(木下源三君) 多数と認めま
す。

○委員(木下源三君) 多数と認めま
す。

○委員(木下源三君) 多数と認めま
す。

○委員(木下源三君) 多数と認めま
す。

○委員(木下源三君) 多数と認めま
す。

○委員(木下源三君) 多数と認めま
す。

○委員(木下源三君) 多数と認めま
す。

○委員(木下源三君) 多数と認めま
す。

○委員(木下源三君) 多数と認めま
す。

○委員(木下源三君) 多数と認めま
す。

○委員(木下源三君) 多数と認めま
す。

○千葉信君 だから委員長が討論の内容
容ということを言われたから、私が申
上げたのであります。

○委員長(木下源吉君) 御異議ござい
ませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(木下源吉君) 御異議ないと
認めます。

それから本院規則第七十二條により
まして、委員長が議院に提出する報告
書につき、多岐意見者の署名を付する
ことになつておりますから、両案を可
とせられますか。は順次御署名願いま
す。(了解と呼ぶ者あり)

多岐意見者署名

加藤 武徳 滝井治三郎

平岡 市三 小野 哲

岡部 常 早川 慎一

○委員長(木下源吉君) 御署名漏れは
ございませんか。……署名漏れはない
と認めます。

では本日はこれを以て散会いたしま
す。

午後十時一分散会

出席者は左の通り。

委員長 木下 源吉君

理事 加藤 武徳君

千葉 信君

委員

滝井治三郎君

平岡 市三君

重盛 壽治君

森崎 隆君

小野 哲君

岡部 常君

早川 慎一君

大隈 信幸君

紅露 みつ君

政府委員

内閣官房長官 岡崎 勝男君

内閣官房副長官 菅野 義九君

人事官 山下 興家君

人事院事務総局 慶徳 庄意君

給與局次長 慶徳 庄意君

事務局側

常任委員会専門員 熊林御堂定君